

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

○土地区画整理事業の事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………

### 公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

## 告示

### ●東京都告示第百二十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき小金井市東町二丁目土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月七日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称

小金井市東町二丁目土地区画整理事業共同施行者

二 事業施行期間

平成二十六年九月三十日から平成三十年三月三十一日まで

三 施行地区

小金井市東町二丁目の一部

四 土地区画整理事業の名称

小金井市東町二丁目土地区画整理事業

五 事務所の所在地

小金井市東町二丁目十番五号

六 施行認可の年月日

平成二十六年九月三十日

七 変更の内容

事業施行期間を平成三十一年三月三十一日まで延長する。

八 変更認可の年月日

平成三十年二月七日

### ●東京都告示第百二十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月七日

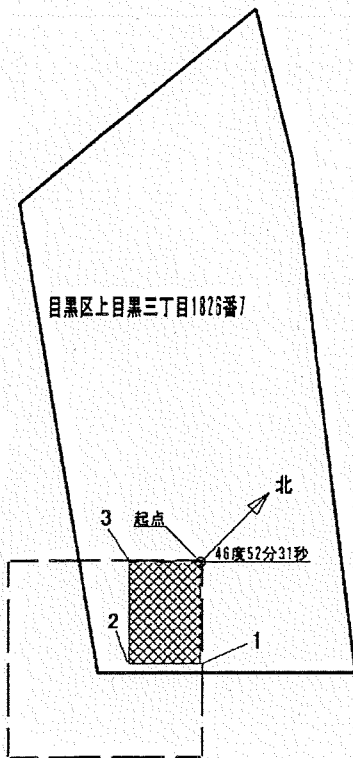
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(目黒区上目黒)

三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 筆境界
- 単位区画
- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域

【起点】

起点X:-39568.014 Y:-12357.941

※起点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(46度52分31秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

	世界測地系による座標	
	X	Y
1	-39570.951	-12354.939
2	-39573.524	-12357.457
3	-39570.587	-12360.459

●東京都告示第百三十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月七日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区八広四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、クロロエチレン、一・一・ジクロロエチレン、シス一・二・ジクロロエチレン、一・一・トリクロロエタン、トリクロロエチレン並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物